

## 新潟市障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障がい福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安心・安全な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等が実施する介護ロボット等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

1 「障害者支援施設等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援助及び児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。

2 「介護従事者」とは、施設障害福祉サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。

3 「介護ロボット等」とは、次の（1）から（3）の全ての要件を満たすものをいう。

#### (1) 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「栄養管理支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

#### (2) 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を探査し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。）を活用して、従来の機器ではで

きなかつた優位性を発揮すること。

(3) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(補助事業者)

第3条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助事業者」という。）は、障害者支援施設等事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、施設が補助事業を実施するために支出した経費のうち、別表に掲げるものとする。

第5条 削除

(補助金の交付)

第6条 市長は、導入のために支出を行う障害者支援施設等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金額)

第7条 補助金額は、補助事業に要する別表の第1欄に掲げる経費の額のうち、第2欄に掲げる額を限度とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる資料を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

(2) 収支予算内訳書（別記様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第9条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により、当該申請者に通知する。

(変更交付の申請)

第10条 補助金の変更交付申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であつて、補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。

(1) 変更補助金交付申請書（別記様式第1号）

(2) 変更事業計画書（別記様式第2号）

(3) 変更収支予算内訳書（別記様式第3号）

(4) その他市長が必要と認める書類

（変更交付決定の通知）

第11条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を変更交付決定通知書（別記様式第4号）により、当該申請者に通知する。

（実績報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、市長が別に定める日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（別記様式第5号）

(2) 介護ロボット等使用状況報告書（別記様式第6号）

(3) 収支決算内訳書（別記様式第7号）

(4) 領収書の写し

(5) 補助対象経費に係る機器の写真及び事業所等における導入が分かる写真

(6) リース契約等により機器を導入した場合は、契約書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

（確定の通知）

第13条 市長は前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときには、補助金額確定通知書（第8号様式）により通知する。

（助成額の返還等）

第14条 助成対象事業所が虚偽の申請等により不正に補助金の支払いを受けたときは、

市長はこれを返還させなければならない。

(補助事業者の義務)

第15条 補助事業者は、障害者支援施設等において、当該介護ロボット等を使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、「介護ロボット等使用状況報告書」(別記様式第6号)により市長へ報告しなければならない。

(関係書類の整備及び保存等)

第16条 補助事業者は、以下の事項を遵守するものとする。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 補助対象経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(2) 補助対象経費に係る機器及びその他権利は、取得した日から起算して5年を経過する日までの間は、転売し、売払いし、譲渡し、交換し、又は廃棄してはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月4日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象経費	2 補助金の額
<p>(1) 障がい福祉分野のロボット等の導入に伴う経費 介護ロボット等導入支援の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）</p>	<p>(1)について 補助対象経費に 3/4 を乗じた額（但し、千円未満は切り捨て） ○補助対象経費の上限  <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設 1 施設あたり 2,100 千円</li> <li>・共同生活援助 1 事業所あたり 1,500 千円</li> <li>・その他事業所 1 事業所あたり 1,200 千円</li> </ul> <p>1 機器につき、30 万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用する介護ロボット等については、1 機器につき 100 万円を上限として補助するものとする。 この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって 1 機器とする。</p> </p>

別記様式第1号（第8条、第10条関係）

年　月　日

(宛先) 新潟市長

申請者 所 在 地

サービス種別

事業所名

代表者

(変更) 補助金交付申請書

補助金の交付（変更）を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- |                   |                                  |
|-------------------|----------------------------------|
| 1 補助事業の名称         | 新潟市障がい福祉分野におけるロボット等導入<br>支援事業補助金 |
| 2 補助事業の目的及び内容     | 別紙事業計画書のとおり                      |
| 3 補助対象経費          | 別紙収支予算内訳書のとおり                    |
| 4 交付申請額           | 金 円                              |
| 5 補助事業着手（予定）年月日   | 年 月 日                            |
| 6 補助事業完了（予定）年月日   | 年 月 日                            |
| 7 情報の公表の内容、方法及び時期 |                                  |
| 8 添付書類            |                                  |
- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算内訳書
  - (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
  - (4) 補助対象経費に係る機器の名称や機能がわかる書類
  - (5) リース契約等により機器を導入する場合は、契約内容がわかる書類

別記様式第2号（第8条、第10条関係）

(変更) 事業計画書(1)

1 基本 情報	法人名	
	施設・事業所種別	
	施設・事業所名	
2 導入に当たつての 情報	介護ロボット等の種別	※「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「栄養管理支援」のいずれかを記載してください。
	介護ロボット等の製品名	
	機器の特徴（有効性、安全性能の検証情報（※））（※）製造業者又は販売代理店から提供を受け、添付すること。	
	リース・レンタルの場合の契約（予定）期間	
	導入機器1台当たりの金額	
	導入台数	
	セットアップ費用	
	経費の内訳	

(変更) 事業計画書（2）

3 事業に関する情報	事業概要	※機器を導入することでどのような。
	導入スケジュール	
	倫理面への配慮	※機器の使用に当たり、入所者・利用者に 対してどのような手法で配慮するか記載す ること。
	介護ロボット等の導入により達 成すべき目標	※介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減 等の内容を具体的に記載すること。
	介護ロボット等の導入により期 待される効果	※可能な限り定量的に記載すること。

(注1) 導入する機器ごとに作成すること。

(注2) 導入する機器のパンフレットや見積書等、参考となる資料を添付すること。

別記様式第3号（第8条、第10条関係）

(変更) 収支予算内訳書

導入機器名	機器購入価格 (A)	導入台数 (B)	初期設定に要する費 用 (C)	対象経費の合計額 (D = A × B + C)
合計				

(注1) 機器をリース等により導入する場合、リース等に要する料金を「A」欄に記載すること。

別記様式第4号（第9条、第11条関係）

新 第 号の2  
年 月 日

サービス種別

事業所名

代表者名 様

新潟市長 印

補助金等（変更・不交付）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金については、次のとおり（変更・不交付）交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 極助事業の名称 新潟市障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金
- 2 交付決定額 合計 金 円
- 3 交付条件
- 4 不交付の理由

別記様式第5号（第12条関係）

年　月　日

(宛先) 新潟市長

申請者 所 在 地

サービス種別

事業所名

代表者

補助事業実績報告書

年　月　日付け新 第 号の2で補助金の交付決定のあった事業  
が完了（を廃止）したので、次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 新潟市障がい福祉分野におけるロボット等導入  
支援事業補助金

2 交付決定額及びその精算額

(1) 交付決定額 合計 金 円

(2) 精算額 合計 金 円

3 補助事業完了年月日 年　月　日

4 補助事業の成果 別紙介護ロボット等使用状況報告書のとおり

5 補助事業の精算に係る収支明細 別紙収支決算内訳書のとおり

6 情報の公表の状況

7 添付書類

(1) 介護ロボット等使用状況報告書

(2) 収支決算内訳書

(3) 補助対象経費に係る領収書の写し

(4) 補助対象経費に係る機器の写真及び事業所等における導入が分かる写真

(5) リース契約等により機器を導入した場合は、契約書の写し

別記様式第6号（第12条、第15条関係）

介護ロボット等使用状況報告書

1 基 本 情 報	法人名	
	施設・事業所種別	
	施設・事業所名	
2 導 入 に 当 た つ て の 情 報	介護ロボット等の種別	※「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「栄養管理支援」のいずれかを記載してください。
	介護ロボット等の製品名	
	購入又はリース・レンタルの別	
	リース・レンタルの場合の契約期間	
	導入機器1台当たりの金額	
	導入台数	
	セットアップ費用	
経費の内訳		
3 事 業 に 關 す る 情 報	介護ロボット等の使用状況 (使用する業務・使用頻度等)	※業務内容、使用する時間帯、稼働頻度等を具体的に記載すること。
	介護ロボット等の導入効果 (導入による業務改善状況等)	※介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減、従事者（利用者）の満足度等、具体的に記載すること。
	介護ロボット等の導入の課題	※介護ロボットの機能に関すること、使い勝手に関することなど具体的に記載すること。

（注1）活用事例として公表等を行う場合があるため、本様式の提出をもって、公表等に同意したものとみなす。

別記様式 7 号（第 1 2 条関係）

収支決算内訳書

導入機器名	機器購入価格 (A)	導入台数 (B)	初期設定に要する費 用 (C)	対象経費の合計額 (D = A × B + C)
合計				

（注 1）機器をリース等により導入する場合、リース等に要する料金を「A」欄に記載すること。

別記様式第8号（第13条関係）

新 第 号の2  
年 月 日

サービス種別

事業所名

代表者名 様

新潟市長 印

補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金について、次のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額 合計 金 円

2 確定額 合計 金 円